

SMILE

今月も笑顔(スマイル)でスタート

11月号 Vol. 115

今月の SMILE

今年も残り2か月となりました

まいど おおきに！

日本では10月27日に、衆議院総裁選挙の投開票が行われ、自民党と公明党の与党が過半数を割る215議席という結果でした。今回の選挙結果で、立憲民主党以外で躍進したと言える政党は、国民民主党、れいわ新鮮組、参政党、日本保守党ですが、これらの政党は、“減税”を訴えてきました。弊誌も、ここ数カ月は“消費税減税！”と書いてきましたが、今回の選挙でそれがはっきり示されたわけです。自民党が唱える給付金や立憲民主党の戻し税程度ではダメなのです。そして驚きなのが、これを書いている時点(開票日の3日後)でも、まだ石破氏は自民党の総裁を辞任しないことです。自らの公約目標であった自公過半数に達しなかったのですから、どこかと連立して維持しようとするのではなく、憲政の常道として、まずは辞任を表明すべきであると思います。

次に中国ですが、10月は中国株の話題が盛んでした。先月号でお伝えしましたが、中国政府が9月末に不動産市場と株式市場を刺激するための一連の措置を発表した後、中国の株式市場はその後数日間急騰しました。この勢いは10月の連休中にも止まらず、大手証券会社の社員は休日出勤して新規口座数の開設に追われたようです。ところが連休が終わった後、中国の株式市場は翌日の10月8日は急上昇しましたが、その後、9日に3つの主要株価指数は一斉に下落し、市場では5千以上の個別株が下落し、全市場の取引総額は前日比で5千億元以上減少しました。さらに10日には、全市場の取引総額は前日比で7,968億元減少。そして11日には、上海、深セン、北京の3つの株式市場の主要指数は再び一斉に下落し、市場全体で4,800以上の個別株が値下がりし、市場の取引総額は前日比で5,700億元減少しました。しかし一方では、これからまた株価は上昇するという見方をする投資家も多いようで、筆者の知り合いにも、オンラインで株の勉強を始めている人もいます。笑う人もいれば、泣く人もいて、投資はまさに自己責任ですね。

一方、世界的な深刻なニュースとして、イスラエルの議会が10月28日、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)のイスラエル国内およびイスラエルが占領する東エルサレムでの活動を3カ月間禁止する法案を可決しました。UNRWA職員はイスラエル国内での法的免責を剥奪されるほか、東エルサレムにある本部も閉鎖されるとのことです。ということで非常に緊張が高まっています。

最後に11月は、いよいよアメリカ大統領選挙が11月5日に行われます。さらに日本の首班指名も今月行われるでしょう。残り2か月となった2024年ですが、この2か月で、これから世界が明るくなる兆しが見えるようになることを願うばかりです。

ということで、今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



中国 9 月 CPI 減速、PPI は半年ぶり下落率 デフレ圧力高まる

国家統計局が 10 月 13 日に発表した 9 月の消費者物価指数(CPI) 上昇率は鈍化し、生産者物価指数(PPI) は過去 6 カ月で最大の下落となった。デフレ圧力の強まりを示唆し、すでに数々の景気支援策を発表している中国政府はさらなる対応を迫られそうだ。

9 月の CPI は前年比 0.4% 上昇。8 月 (0.6% 上昇) から減速した。ロイターのエコノミスト調査では横ばい 0.6% 上昇が予想されていた。

PPI は前年比 2.8% 下落。8 月 (1.8% 下落) から予想以上に下落幅が拡大した。エコノミストの予想は 2.5% 下落だった。

CPI は前月比横ばい。8 月、エコノミスト予想は 0.4% 上昇だった。食品価格は前年比 3.3% 上昇で、8 月 (2.8% 上昇) から加速した。半面、非食品価格は 0.2% 上昇から 0.2% の下落に転じた。国家統計局によると、非食品部門では、エネルギー価格がさらに下落したほか、観光料金が航空運賃やホテル宿泊料金の一段の値下がりから上昇に転じた。

変動の激しい食品価格と燃料価格を除いたコアインフレ率は 0.1% で、8 月の 0.3% から低下。デフレ圧力が高まりを示唆した。

JLL のチーフエコノミスト、ブルース・パン氏は、コアインフレ率が 20 カ月にわたり 1.0% を大きく下回っているのは物価の勢いが弱いことを反映し、消費を喚起する必要があることを示すと述べた。藍仏安財政相は 12 日の記者会見で、景気変動を抑制するカウンターシクリカル対策を年内にさらに打ち出す方針を示したが、景気刺激策の規模は示さなかった。上海保銀投資管理 (ピンポイント・アセット・マネジメント) のチーフエコノミスト、張智威氏は、「中国は内需が弱いせいでデフレ圧力が根強い」と指摘したうえで、藍財政相が会見で国債増発方針などを示したことを受け「財政政策のスタンス変更は、問題対処の一助になる」と述べた。

中国ウォッチャーは、過剰生産能力や消費低迷といった、より根深い構造的問題に真剣に取り組む必要があると指摘している。



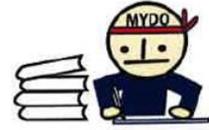
マクロ経済 2 中国輸出の伸び率が大幅鈍化 9 月は 2.4% 増 欧米との貿易摩擦激化が影響か

税関総署が 10 月 14 日に発表した、9 月の貿易統計 (ドル建て) によると、輸出は前年同月比 2.4% 増の 3,037 億ドル (約 45 兆円) だった。6 カ月連続でプラスを維持したものの、8 月の 8.7% 増から伸び率が大幅に鈍化した。欧州連合 (EU) など欧米との貿易摩擦が強まっており、中国の輸出に響き始めている可能性がある。輸入は 0.3% 増 2,220 億ドルだった。プラスは 3 カ月連続。輸出から輸入を差し引いた貿易収支は 817 億ドルの黒字だった。中国では不動産不況を背景に内需が低迷しており輸入に勢いが弱い。これまで内需不足を輸出でカバーしてきており、輸出が鈍化すれば景気悪化につながりかねない。

税関総署幹部は 10 月 14 日の記者会見で、「中国の貿易発展は幾つかの課題に直面している」と述べ、世界で保護貿易が激化していることなどを挙げた。1~9 月の累計では、輸出が前年同期比 4.3% 増、輸入が 2.2% 増。輸出と輸入を合わせた貿易総額は 3.4% 増だった。

同時期の国・地域別のデータを見ると、貿易総額は EU とは 0.9% 減、日本とが 4.9% 減だった一方で、米国とは 2.3% 増、東南アジア諸国連合 (ASEAN) とは 7.4% 増だった。EU との貿易を巡っては、EU 加盟国が中国製電気自動車 (EV) に対する追加関税を支持するなど摩擦が激化している。

ウクライナ侵攻後も密接な経済・貿易関係を保っているロシアとの貿易総額は 2% 増だった。西側諸国による対露制裁で中国の銀行が二次制裁を懸念しており、中露貿易に影響していると指摘される。



「法定定年年齢の段階的な引上げの実施に関する決定」の要点解説

1. はじめに

全国人民代表大会常務委員会は 2024 年 9 月 13 日、「法定定年年齢の段階的な引上げの実施に関する決定」を可決し、「法定定年年齢の段階的な引上げに関する国務院の弁法」(以下「弁法」という。)を承認した。「弁法」は 2025 年 1 月 1 日から施行され、「小刻みな調整、弾力的な実施、分類に基づく推進及び統一的な計画と各方面への配慮」を段階的な定年年齢引上げの原則とし、15 年をかけて徐々に実現していくことを予定している。以下においては、「弁法」の要点について解説する。

2. 要点解説

(1) 新たな法定定年年齢

- 新たな法定定年年齢の計算:「弁法」1 条によると、定年年齢の引上目標は、男性従業員が 60 歳から 63 歳までの 3 年、管理技術職の女性従業員が 55 歳から 58 歳までの 3 年、非管理技術職の女性従業員が 50 歳から 55 歳までの 5 年とそれぞれ設定されている。その引上げは段階的推進の方式を採用し、男性従業員及び管理技術職の女性従業員の法定定年年齢は、生年月日を基準に 4 か月遅れるごとに定年年齢が 1 か月引き上げられ、非管理技術職の女性従業員は、生年月日を基準に 2 か月遅れるごとに定年年齢が 1 か月引き上げられるというペースで進められる。
したがって、男性従業員については、生年月日が 1965 年 1 月 1 日から 1976 年 8 月 31 日までの者、管理技術職女性従業員については、生年月日が 1970 年 1 月 1 日から 1981 年 8 月 31 日までの者、非管理技術職女性従業員については、生年月日が 1975 年 1 月 1 日から 1984 年 10 月 31 日までの者が、各人の生年月日と「弁法」の別表に基づいて、引上後の定年日を確定することが必要となる。これらの期間の前に生まれた従業員は、本年末までに従来の法定定年年齢に達するため、引上げの対象にはならない。他方、これらの期間の後に生まれた従業員に対しては、男性従業員 63 歳、管理技術職女性従業員 58 歳、非管理技術職女性従業員 55 歳という新たな法定定年年齢が一律に適用される。
- 特殊な職種に関する規定:「弁法」8 条により、坑内、高所、高温、特に過酷な肉体労働等の国が定める 特殊な職種のほか、高海拔地域の作業に携わる労働者であって、要件を充足する者は、早期定年の申請 をすることができる。かつて、「労働者の定年及び退職に関する国務院の暫定弁法」(既に廃止)は、特殊な職種に従事する労働者の定年年齢を男性 55 歳、女性 45 歳と定めていた。
- 柔軟な退職制度:「弁法」3 条によると、労働者は、最短の養老保険料支払年数に達したことを前提として、自己の意思により早期定年を選択することができ、逆に、所属する会社と協議のうえ、定年を延期することもできる。これらの「早期」及び「延期」の期間は、いずれも 3 年以内が限度とされ、早期定年について、従前の法定定年年齢を超える早期化は禁止されている。このような新たな制度に関し、「弁法」は、その実施の過程で労働者の意思に反してはならないこと、また、労働者に対する違法な定年年齢選択の強制又は実質的な強制を行ってはならないことを強調している。

(2) 養老保険の保険料支払年数

「弁法」は、養老保険料の支払年数を現在の 15 年から 20 年に段階的に引き上げるものと定めている。「弁法」2 条によると、2025 年 1 月 1 日から 2029 年 12 月 31 日まで 5 年の移行期間が設けられ、この期間が満了した 2030 年 1 月 1 日以降、1 年につき 6 か月のペースで最短支払年数が延長され、2039 年 1 月 1 日に 20 年への引上げが完了する。既に法定の定年年齢に達したものの、最短の支払年数に達していない労働者については、規定に従い、保険料支払の延長又は一括払いの方法で、最短支払年数を達成することができる。「弁法」4 条は、長期の支払をした者が多額の支給を受け、多額の支払をした者が多額の支給を受け、遅くに退職した者が多額の支給を受けることを奨励し、支払延長の期間が長く、支払額を増額した者については、定年年齢が引き上げられた退職の時点において支給する養老保険金を増額すると定めている。

(3) 所定の年齢を超えた労働者の権利・利益の保障

「弁法」6 条は、所定の年齢を超えた労働者の労働報酬、休憩休暇、労働安全衛生、労災保障等、その基本的な

権利・利益の保障を要求している。年齢超過労働者と使用者との間における法律関係の性質について、各地の司法実務の立場は統一されていない。一方において、年齢超過労働者は労働関係を確立する主体適格性を有しておらず、労務関係に基づいて処理すべきとする見解もあれば、年齢超過労働者は使用者との間に労働関係を確立することができ、特殊な労働関係として処理し、あるいは年齢超過労働者と使用者との労働契約が解除されずに継続している場合においては労働関係として処理することができるとする見解もある。「弁法」6 条が年齢超過労働者と使用者との間における労働関係の存在を認定する法的根拠となるか否かについては、さらに司法実務を注視しなければならない。

(4) 定年近接失業者の権利・利益の保障

「弁法」7 条によると、法定定年年齢まで 1 年に満たない失業保険受給者については、失業保険金の受給年が法定定年年齢まで延長され、また、法定定年年齢が段階的に引き上げられる期間においては、失業保険基金から養老保険金が支払われる。これは、定年年齢の段階的な引上げの期間において定年近接失業者が遭遇する困難と圧力にも配慮した規定である。

3. おわりに

以上論じた要点のほかにも、「弁法」は、高齢労働者の就業の奨励、年齢差別の防止と処理、柔軟な就業と新たな就業形態に係る労働者の権利・利益の保障の強化、有給休暇制度の整備、養老サービス体系の構築等の内容も強調している。定年の引上げはシステム工学であり、将来的にはより多くの関連規定・弁法等が制定されるものと考えられ、継続的に注視していく必要がある。

情報提供 金杜法律事務所

会計・税務情報



税関総署による「税関輸出入貨物徴税管理弁法(改正草案意見募集稿)」の公布

2024 年 4 月 26 日付け可決された「中華人民共和国関税法」が同年 12 月 1 日から施行されます。それに伴い、現行の国务院行政法令である「中華人民共和国輸出入関税条例」は同時に廃止されます。関税法との整合性が確保されるため、税関総署がこのたび、「中華人民共和国税関輸出入貨物徴税管理弁法(改正草案意見募集稿)」(以下「意見募集稿」と略称)を公布しました。

現行の「中華人民共和国税関輸出入貨物徴税管理弁法」(以下「徴税管理弁法」と略称、税関総署令 124 号により発布、198 号、218 号、235 号及び 240 号に基づき改正)は計 7 章 84 条から構成されます。「意見募集稿」は現行「徴税管理弁法」の第五章における「輸出入貨物の税金減免と免除」を削除し、第六章とし「税收強制」の内容を新設し、その他の内容は関税法の立法状況と徴収管理の実際に合わせて調整を行います。

「意見募集稿」は計 7 章 89 条分で構成されており、主な改正内容は以下のとおりです。

- 1、総合的な租税管理業務のメカニズムを深化させる。
- 2、「自主申告・自主納付」制度を全面的に実施する。
全国税関の通関一体化を全面的に実施することで、納税者による通関申告及び税金の自主申告・自主納付することが可能となる。
- 3、特許権使用料の申告納税義務を明確する。
- 4、税率・為替レート適用日を調整する。
輸出入貨物は、納税者が申告を完了させた日に実施される税率が適用する。輸出入貨物および関連費用の価格が外貨で計算されている場合、納税者が申告を完了した日の賦課為替レートに従って人民元に換算する。賦課為替レートとは、中国人民銀行が公表した銀行間外国為替直物市場の人民元為替レートの中間値を指す。
- 5、納税通知と納税証明書を分離する。
- 6、納税者による税額申告の要求を追加する。

納税者は自ら納税額を計算して申告すべきであることを明確にした。

7、一括納税の納付期限規定を追加する。

8、滞納金の還付規定を適正化する。

納税者の合法的な権益を確実に保護するため、規定の条件を合致した場合、滞納金を還付申請できる規定を追加する。

9、保税貨物の国内販売に関する徴税規定を追加する。

「意見募集稿」は保税貨物の国内販売における適用税率、税額計算、猶予利子などの内容を明確にした。

10、税関による納付税額の確認規定を追加する。

税関は納税者が税金を納付した日、又は貨物を放出した日から 3 年以内に、納付税額を確認する権利を有することを明記した。

11、税収リスクの等級分類処置を実施する。

税関はリスク評価の結論に基づいて、リスク処置について管理決定を行い、リスクレベルと一致する処置措置をとり、等級分類処置を実施する。

12、税収強制に関連する規定を追加する。

13、輸出入貨物の減免税に関する規定を削除する。

「意見募集稿」によると、改正後の「徴税管理弁法」は 2024 年 12 月 1 日から施行され、現行の「徴税管理弁法」は同時に廃止されます。

また、関税法が正式に実施される前に、国务院と税関総署は一連の関連法令規則の改正を行うことが想定されます。輸出入関係企業は税関政策改正の最新動向に留意し、適時に内部コンプライアンス管理を調整する必要があります。



別連載読み物

ナニワのおっちゃん経営道！

《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第 103 回：「“目標達成の秘訣”とは、“現状能力+(プラス)ワンへの意欲”の継続、つまり、“追加の、ちょっとの努力”の継続なのです！」

今回のテーマについては、製造業 20 数年と、コンサルタント業 20 年と、さらに、生きてきた人生 80 年の経験から培った、私の「物の見方・考え方」をもとに、お伝えしたいと思います。

そもそも、「目標」というのは、現状より高めに設定されるものなので、現状の力では、達成が難しいのが当たり前！と言って、頑張らず、現状維持のままでは、“衰退”に繋がりがねません。

なお、「目標」そのものに、“達成不可能なこと”を掲げることはあり得ないので、目標達成のために、当事者の思いつくことや、やれることは異なったとしても、“諦めず、挑戦する意欲”を忘れず、出来ることを、一つ一つコツコツと、少しずつでもやり抜くことが、大切な心構えだと思います。いかがでしょうか？

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>